

(仮称) 新阿蘇にしはらウインドファーム
環境影響評価準備書についての
意見の概要と事業者の見解

2024 年 1 月

株式会社ジェイウインド

目 次

第1章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧	1
1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	1
(4) 縦覧期間	1
(5) 縦覧者数	1
2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催	2
3. 環境影響評価準備書についての意見の把握	2
(1) 意見書の提出期間	2
(2) 意見書の提出方法	2
(3) 意見書の提出状況	2
第2章 環境影響評価準備書に係る環境影響評価の結果に対する環境の保全の見地からの意見の概要と 事業者の見解	3

第1章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第16条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、準備書を作成した旨その他環境省令で定める事項を公告し、準備書を公告の日から起算して一月間、縦覧に供した。

(1) 公告の日

令和5年（2023年）10月31日（火）

(2) 公告の方法

令和5年（2023年）10月31日（火）付の日刊新聞紙「熊本日日新聞（朝刊）」に掲載した。

（別紙1参照）

また、下記において電子縦覧を実施した。

- ・電源開発株式会社 ホームページ（別紙2参照）

<https://www.jpower.co.jp/sustainability/environment/assessment/wind.html>

※熊本県、熊本県阿蘇郡西原村、阿蘇郡南阿蘇村、菊池郡大津町のホームページにも準備書の縦覧に係るお知らせを掲載いただいた。

(3) 縦覧場所

関係地域を対象に、以下に示す5か所にて縦覧を実施した。（参考資料参照）

また、電源開発株式会社のホームページにおいて、インターネットの利用により電子縦覧を行った。

- ・熊本県庁行政棟本館1階情報プラザ（図書のみ）
- ・西原村役場1階ロビー
- ・南阿蘇村役場1階ロビー エレベータ横
- ・大津町役場環境保全課窓口
- ・熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局1階玄関

(4) 縦覧期間

縦覧期間は以下のとおりとした。

- ・縦覧期間：令和5年（2023年）10月31日（火）～令和5年（2023年）11月30日（木）
まで

- ・縦覧時間：各縦覧場所の開庁日、開庁時間に準ずる。

なお、電子縦覧は終日アクセス可能な状態とした。

(5) 縦覧者数

縦覧者数は2名であった。

2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第 17 条の規定に基づき、準備書の記載事項を周知するための説明会を以下のとおり開催した。

なお、西原村、南阿蘇村、阿蘇市については、開始予定時間を過ぎても参加者数が 0 名であったため、終了予定時間を切り上げて説明会を終了した。

開催日時	開催場所	参加者数
令和 5 年（2023 年）11 月 14 日（火）18 時半～	西原村 西原村生涯学習センター	0 人
令和 5 年（2023 年）11 月 15 日（水）18 時半～	南阿蘇村 久木野総合センター	0 人
令和 5 年（2023 年）11 月 16 日（木）18 時半～	阿蘇市 亀の井ホテル阿蘇	0 人
令和 5 年（2023 年）11 月 17 日（金）18 時半～	大津町 大津町生涯学習センター	5 人

3. 環境影響評価準備書についての意見の把握

「環境影響評価法」第 18 条第 1 項の規定に基づき、準備書に係る環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

令和 5 年（2023 年）10 月 31 日（火）から令和 5 年（2023 年）12 月 14 日（木）まで
（郵送の受付は、当日消印有効とした。）

(2) 意見書の提出方法

準備書に係る環境影響評価の結果に対する環境の保全の見地からの意見は、以下の方法により受け付けた。（別紙 3 参照）

- ①電源開発株式会社への書面の郵送
- ②準備書縦覧場所（熊本県庁を除く）に設置した意見書箱への投函

(3) 意見書の提出状況

提出された意見書は、3 通であった。

第2章 環境影響評価準備書に係る環境影響評価の結果に対する環境の保全の見地からの意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第18条第1項の規定に基づき、準備書に係る環境影響評価の結果に対する環境の保全の見地からの意見として提出された意見書は3通であり、その意見の概要は26件であった。

「環境影響評価法」第19条及び「電気事業法」第46条の12の規定に基づく、準備書に係る環境影響評価の結果に対する環境の保全の見地からの意見等の概要並びにこれに対する当社の見解は、次のとおりである。

準備書に係る環境影響評価の結果に対する
環境の保全の見地からの意見等の概要並びにこれに対する当社の見解

2.1 環境影響評価

No.	分類	一般意見の概要	事業者の見解
1	動物 (コウモリ類)	コウモリ類について、環境の保全の見地からの意見を以下に述べます。貴社及び委託先(アジア航測株式会社)の作為が入る恐れがあるので、本意見書の内容は要約したり順番を並び替えたりしないでください。	環境影響評価準備書に対していただいたご意見につきましては、環境影響評価法第十九条の規定に従い、原則として「意見の概要」を整理することとしておりますが、要約しないことを明記いただいたご意見につきましては、要約せず、順番の並び替えも行わずに記載することとします。
2	動物 (コウモリ類)	(1)コウモリ類の予測結果(ブレード・タワーへの接近接触)について コウモリ類は夜間に大量の害虫を捕食するため、農業において重要な役割を果たしている益獣です。コウモリ類は通常1年に1~2仔しか産まないため、死亡率のわずかな増加により絶滅の危険性が高まります。よって、コウモリ類の保護には真剣な取り組みが必要であると私たちは信じております。 もし貴社の風力発電事業においてバットストライクが発生した場合、企業としてどのような責任を持ち、どのような措置を取るつもりであるのか、私たちは非常に関心を持っています。もし、貴社が「コウモリ類に影響がある」と少しでも認識(予見)している場合、「著しい影響が発生する前から」できる限りの保全措置をすることが重要であると考えています。事故が起こってから(個体が死んでから)検討するのでは手遅れとなるため、事前に保全措置を検討することを求めます。	準備書に記載のとおり、現地調査結果を基に環境影響を予測し、事業者の実行可能な範囲で環境保全措置を検討しました。一方で、予測結果には不確実性が伴うことから、事後調査を実施し、環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合には、専門家等の指導を受け、低風速時のフェザリングを含め、さらなる環境保全措置を検討いたします。
3	動物 (コウモリ類)	(2)事業者は「できる限りの保全措置をしない」のでFIT不適格1 P501 本事業の風力発電施設の稼働により、「コウモリ類に影響がある」と貴社が予見(予測)しているならば、「著しい影響が発生する前から」できる限りの保全措置をすべきです。事故が起こってから検討するのでは手遅れとなるため、予防原則の観点から、フェザリングによる保全措置を実施することを要望します。	準備書における影響予測では、確実に影響がないと判断できる種以外については、影響が生じる可能性があるものとしており、事業者の実行可能な範囲で環境保全措置を検討しました。一方で、予測結果には不確実性が伴うことから、事後調査を実施し、環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合には、専門家等の指導を受け、低風速時のフェザリングを含め、さらなる環境保全措置を検討いたします。

No.	分類	一般意見の概要	事業者の見解
4	動物 (コウモリ類)	(3)事業者は「できる限りの保全措置をしない」のでFIT 不適格2 P501「事後調査を実施し、さらなる環境保全措置を検討する」とあります。しかし「さらなる環境保全措置」とは具体的に何をするのか分かりません。「さらなる環境保全措置」とやらの具体的な内容を記載してください。	事後調査の結果により、さらなる環境保全措置が必要と判断される場合には、専門家等の指導を受け、検討いたします。なお、さらなる環境保全措置の内容については、低風速時のフェザリングを含め、環境影響の程度やその内容に応じて検討いたします。
5	動物 (コウモリ類)	(4)事業者は「できる限りの保全措置をしない」のでFIT 不適格3 P501に、本事業のコウモリ類の保全措置として「フェザリング(風力発電機のブレードを風に対して並行にして回転を止めること)」が記載されていません。以下の疑問があるのでお答えください。 1)本事業で設置する風力発電機は、カットイン風速(発電を開始する風速)未満であってもブレードは回転するのでしょうか。 2)本事業で設置する風力発電機は、カットイン風速を任意に変更できるのでしょうか？ 3)本事業で設置する風力発電機は、弱風時にフェザリング(風力発電機のブレードを風に対して並行にして回転を止めること)を実行できるのでしょうか？	1)本事業で採用する風力発電機の機種は、現時点では確定しておりませんが、一般的な風力発電機の仕様としては、カットイン風速未満においてブレードの回転は確実に停止するものではありません。なお、カットイン風速未満が一定時間継続すると自動的にフェザーモードに移行し遊転状態(ブレーキを掛けないで空回りする状態)となり、発電時のように回転することはありません。 2)本事業で採用する風力発電機の機種は、現時点では確定しておりませんが、一般的な風力発電機の仕様としてはカットイン風速値を任意に変更することはできません。 3)本事業で採用する風力発電機の機種は、現時点では確定しておりませんが、一般的に、弱風時のフェザリングは実行可能です。
6	動物 (コウモリ類)	(5)コウモリ類の専門家の船越公威さんの著書には、風力発電事業におけるコウモリ類の保全措置として「低風速時に風車のブレードを風と平行にすること(フェザリング)」が記載されています。事業者は『最新の科学的知見に則った保全措置をする』といいました。本事業においてもコウモリ類への影響が予測されますので、最新の科学的知見に則り、死亡事故が発生する前に「フェザリングをすること」をコウモリ類の保全措置として実施してください。実施しない場合は、「低風速時のフェザリング」が実施できない根拠を述べてください。 ・「コウモリ学 適応と進化」(2020年、船越公威、東京大学出版会、p229)	準備書に記載のとおり、現地調査結果を基に環境影響を予測し、事業者の実行可能な範囲で環境保全措置を検討しました。一方で、予測結果には不確実性が伴うことから、事後調査を実施し、環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合には、専門家等の指導を受け、低風速時のフェザリングも含め、さらなる環境保全措置を検討いたします。

No.	分類	一般意見の概要	事業者の見解
7	動物 (コウモリ類)	(6)国内の他の風力発電事業者は、コウモリ類の保全措置として「低風速時のフェザリング」を採用しています※。「低風速時のフェザリング」は、貴社も実行可能な技術ですので、採用してください。採用しない場合は、コウモリ類の保全措置として「低風速時のフェザリングを採用しない(できない)」理由を述べてください。 ※「低風速時のフェザリング」をコウモリ類の保全措置として採用した事業 ・「(仮称)中紀第二ウィンドファーム事業 環境影響評価準備書」(令和3年3月、コスモエコパワー株式会社)p1148 ・「(仮称)八の沢風力発電事業に係る環境影響評価書」(令和3年4月、株式会社斐太工務店)p1017 ・「(仮称)動鳴山風力発電事業 環境影響評価準備書」(令和3年11月、自然電力株式会社)p1004 ・「(仮称)日置市及び鹿児島市における風力発電事業 環境影響評価準備書」(令和3年12月、日本風カエネルギー株式会社)p1297 ・「(仮称)唐津風力発電事業に係る環境影響評価準備書」(令和4年2月、日本風カエネルギー株式会社)p799 ・「(仮称)大分・臼杵ウィンドファーム事業に係る環境影響評価書」(令和4年2月、大分臼杵風力発電合同会社)p1075 ・「(仮称)小田野沢風力発電事業 更新計画 環境影響評価書[公開版]」(令和4年6月、株式会社ユーラスエナジーホールディングス)p864 ・「(仮称)クリーンエナジー会津若松風力発電事業 環境影響評価準備書」(令和5年7月、クリーンエナジー合同会社)p1170 ・「(仮称)瀬戸ウィンドヒル建替え事業 環境影響評価準備書」(令和5年7月、株式会社瀬戸ウィンドヒル)p1053	準備書に記載のとおり、現地調査結果を基に環境影響を予測し、事業者の実行可能な範囲で環境保全措置を検討しました。一方で、予測結果には不確実性が伴うことから、事後調査を実施し、環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合には、専門家等の指導を受け、低風速時のフェザリングも含め、さらなる環境保全措置を検討いたします。
8	動物 (コウモリ類)	(7)P512、P515「事後調査を実施し、・・・さらなる環境保全措置を検討する」とあります。しかし、貴社の福島県布引高原の風力発電施設では絶滅危惧種を含むコウモリが30頭以上死んでいます、いまだに「さらなる環境保全措置」とやらを実施していないようです。絶滅危惧種を含むコウモリ30頭以上の死亡を確認したのにも関わらず「さらなる環境保全措置」とやらを実施しない理由を述べてください。 ※ヒナコウモリ24個体、ヤマコウモリ6個体、ユビナガコウモリ2個体、アブラコウモリ2個体、コウモリ類2個体、合計37個体「会津布引高原風力発電所設置事業 事後調査報告書」(平成22(2010)年6月、株式会社ジェイウィンド)福島県	「会津布引高原風力発電所設置事業 事後調査報告書」に記載のとおり、布引高原風力発電所では事後調査1年目にはコウモリ類の死骸が確認されましたが、2年目に追加で実施した事後調査では他の風力発電所において環境省が実施した調査結果と同程度であったことから、著しい影響とはみなされないと考えられ、「さらなる環境保全措置」は実施しておりません。

No.	分類	一般意見の概要	事業者の見解
9	動物 (コウモリ類)	(8)P512、P515「事後調査を実施し、・・・さらなる環境保全措置を検討する」とあります。しかし、貴社の上ノ国風力発電施設ではコヤマコウモリ(絶滅危惧ⅠB類=鳥類のイヌワシと同等ランク)を含むコウモリが8頭死んでいますが、いまだに「さらなる環境保全措置」とやらを実施していないようです。絶滅危惧ⅠB類種の著しい数の死亡を確認しながら「さらなる環境保全措置」とやらを実施しない理由を述べてください。 ※コヤマコウモリ 5 個体、ヒナコウモリ 3 個体、合計 8 個体「(仮称)上ノ国第二風力発電事業環境影響評価書(公開版)」(平成 31(2019)年 4 月、株式会社ジェイウインド上ノ国)北海道。	現時点においては、具体的な環境保全措置の実施に至っておりませんが、上ノ国ウインドファームにおいてコヤマコウモリ等の衝突が生じている状況は重く受けとめており、専門家の助言のもと現況の把握を行うとともに、環境保全措置の実施に向けた実証的な取組を行っております。引き続き対策の検討・検証を進め、早期に対策の実現に至ることができるよう努めて参ります。
10	動物 (コウモリ類)	(9)P512、P515「事後調査を実施し、著しい影響が確認された場合はさらなる環境保全措置を検討する」とありますが「著しい影響」とは『何個体のコウモリが死んでいたら著しい影響がある』と判断するのでしょうか？ 専門家の意見を基準とする場合は、その専門家の判断基準とその科学的根拠を述べてください。	事後調査の結果、バットストライクが確認された場合、その結果を客観的事実に基づきとりまとめ、専門家等の指導を受け、判断することを想定しています。
11	動物 (コウモリ類)	(10)P512、P515「事後調査を実施し、著しい影響が確認された場合はさらなる環境保全措置を検討する」とあります。貴社の福島県布引高原の風力発電施設では絶滅危惧種を含むコウモリが30頭以上死んでいますが、これまで貴社側は追加の保全措置を何も実施していないようです※ 絶滅危惧種を含むコウモリが30頭以上死んでいても、「著しい影響はない(追加の保全措置をしなくてよい)」と判断した専門家の意見と、その科学的根拠を述べてください。 ※ヒナコウモリ 24 個体、ヤマコウモリ 6 個体、ユビナガコウモリ 2 個体、アブラコウモリ 2 個体、コウモリ類 2 個体、合計 37 個体「会津布引高原風力発電所設置事業 事後調査報告書」(平成 22(2010)年 6 月、株式会社ジェイウインド)福島県。	「会津布引高原風力発電所設置事業 事後調査報告書」に記載のとおり、布引高原風力発電所では事後調査 1 年目にはコウモリ類の死骸が確認されましたが、2 年目に追加で実施した事後調査では他の風力発電所において環境省が実施した調査結果と同程度であったことから、著しい影響とはみなされないと考えられ、「さらなる環境保全措置」は実施しておりません。
12	動物 (コウモリ類)	(11)P512、P515「事後調査を実施し、著しい影響が確認された場合はさらなる環境保全措置を検討する」とあります。貴社の上ノ国風力発電施設ではコヤマコウモリ(絶滅危惧ⅠB類=鳥類のイヌワシと同等ランク)を含むコウモリが8頭も死んでいますが、これまで貴社側は追加の保全措置を何もしていません※ 絶滅危惧ⅠB類を含むコウモリが8頭死んでも、「著しい影響はない(追加の保全措置をしなくてよい)」と判断した専門家の意見とその科学的根拠を述べてください。 ※コヤマコウモリ 5 個体、ヒナコウモリ 3 個体、合計 8 個体「(仮称)上ノ国第二風力発電事業環境影響評価書(公開版)」(平成 31(2019)年 4 月、株式会社ジェイウインド上ノ国)北海道	現時点においては、具体的な環境保全措置の実施に至っておりませんが、上ノ国ウインドファームにおいてコヤマコウモリ等の衝突が生じている状況は重く受けとめており、専門家の助言のもと現況の把握を行うとともに、環境保全措置の実施に向けた実証的な取組を行っております。引き続き対策の検討・検証を進め、早期に対策の実現に至ることができるよう努めて参ります。

No.	分類	一般意見の概要	事業者の見解
13	動物 (コウモリ類)	(12)「事後調査」は信用できません 1 国内の風力発電事業については、近年、その事後調査報告書が出されています。しかしその中身を読むと、主観的な、事業者にとって都合のよいことばかりが書いてあり、本当に呆れました。『事後調査で影響があれば保全措置をする』という主張は口約束であり、実施されないケースがあまりに多く、信用できません。事後調査報告書とは事業者が自ら都合の良い主観や妄想、あるいは願望を並べ立てた、責任転嫁のデタラメな作文に他なりません。例えば、環境保全措置として「ライトアップ不使用および航空障害灯の閃光灯採用」を行った、ある事業者は、事後調査で複数のコウモリが死んでいたにもかかわらず、「バットストライクの懸念が著しくない」として追加の保全措置を何もせずに事後調査を打ち切っています(文献1、文献2、文献3、文献4、文献5)。特に酷いのは、「米国の事例では1基あたりの年間衝突率はコウモリ類で〇個体/基/年であり、本事業での1基あたりの衝突数はコウモリ類で〇個体/基/年といずれもその範疇であった。以上より、コウモリ類に関して影響は大きいものではない」(文献4)と主張する事業者(専門家は鳥類専門家、委託先は株式会社自然科学調査事務所)や、「福島県では、〇羽ほど衝突しており、それと比べても死骸の数は少なく、影響は大きいものではない」(文献5)と主張する事業者(専門家は鳥類専門家、委託先は日本気象協会)がいることです。調査頻度や事業規模、立地環境も全く異なる調査結果をもちだし、さらに死骸消失率や見落とし率も一切考慮せずに、見つかった死骸数を単純に比較して、影響が小さい、大きい等と主張することはできません。そもそもこれは「他人はもっと殺している。それより殺した数は少ないから影響はない」という主張と同じ、話のすり替えです。 (文献1)「大間風力発電所建設事業環境の保全のための措置等に係る報告書」(平成30(2018)年、株式会社ジェイウインド、委託先:株式会社ジェイベック)P.327 (文献2)「ユーラス石巻ウインドファーム環境影響評価報告書」(令和3(2021)年、株式会社ユーラスエナジーホールディングス、委託先:アジア航測株式会社)P.84 (文献3)「潟上海岸における風力発電事業に係る環境影響評価事後調査報告書(供用2年目の調査結果)」(令和4(2022)年6月、株式会社A-WINDENERGY、委託先:エヌエス環境株式会社)P.67 (文献4)「秋田潟上ウインドファーム風力発電事業環境影響評価事後調査報告書」(令和4(2022)年12月、秋田潟上ウインドファーム合同会社、委託先:株式会社自然科学調査事務所)P.132,P390 (文献5)「八峰風力発電所影響評価事後調査報告書」(令和5(2023)年3月、八峰風力開発株式会社、委託先:日本気象協会)P.159,P160	事後調査については、準備書での記載内容、関係機関等の審査の結果、並びに、専門家等のご意見を踏まえて、適切に実施します。また、事後調査の結果により、環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合には、専門家等の指導を受け、低風速時のフェザリングも含め、さらなる環境保全措置を検討いたします。

No.	分類	一般意見の概要	事業者の見解
14	動物 (コウモリ類)	(13)「事後調査」は信用できません2 国内の風力発電事業については、近年、その事後調査報告書が出されています。しかしその中身を読むと、主観的な、事業者にとって都合のよいことばかりが書いてあり、本当に呆れました。『事後調査で影響があれば保全措置をする』という主張は口約束であり、実施されないケースがあまりに多く、信用できません。 なぜこのような不適切な事後調査報告書が横行しているかという、事後調査では事業者が選定した専門家がその結果を独断で判断し、事業者に都合の良い意見を出すからです。このため風力発電事業が環境へ与える影響が見過ごされています。よって「事後調査」は信用できません。	事後調査については、準備書での記載内容、関係機関等の審査の結果、並びに、専門家等のご意見を踏まえて、適切に実施します。また、事後調査の結果により、環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合には、専門家等の指導を受け、低風速時のフェザリングも含め、さらなる環境保全措置を検討いたします。なお、ご助言をいただいている専門家は、当該地域のコウモリ類の生息状況に精通しており、客観的な事実に基づき、忖度なくご意見をいただいております。
15	動物 (コウモリ類)	(14)「事後調査」は信用できません3 事業調査について、「専門家(自称)による杜撰な審査」が全国各地の風力発電事業で<u>実際に起こっている</u>わけですから、風力発電事業の事後調査報告は信用に値しないと言わざるを得ません。毎年コウモリ類は大量に死に、その個体数は回復不能なほど減少し、すぐに絶滅してしまうでしょう。コウモリ類がいなくなれば、害虫が大量に発生し、農業や林業、生活に影響を与え、結果的に地域住民、ひいては国民が困ることになります。風力発電事業を持続可能にするためには、事後調査が公正かつ透明であることが絶対に必要です。 そのためには、事業者が独自に専門家を選ぶのではなく、独立した第三者機関が審査を行うことが必須です。また、専門家の選定を事業者任せにせず、国や自治体が選任することで、専門家による事業者への忖度を避けることが重要です。しかし、現在のアセス制度にそのような機能はありません。よって「事後調査」は信用できません。	ご助言をいただいている専門家は、当該地域のコウモリ類の生息状況に精通しており、客観的な事実に基づき、忖度なくご意見をいただいております。発電所の設置等の事業における環境影響評価は、環境影響評価法と電気事業法に基づき行われ、事後調査報告書については公表のみが規定されておりますが、事後調査については、準備書での記載内容、関係機関等の審査の結果、並びに、専門家等のご意見を踏まえて、適切に実施します。

No.	分類	一般意見の概要	事業者の見解
16	動物 (コウモリ類)	(15)「事後調査」は信用できません4 本事業者の「事後調査」について、疑念があるのでお答えください。 1) 事後調査結果について住民は意見書を出せますか？ 2) 事後調査結果を公正に審査する公的な委員会がありますか？ 3) 事後調査で事業者側がヒアリングする自称専門家は事業者の利害関係者(謝金の支払いを含む)ですか？ 4) 3)の自称専門家が利害関係者でないこと(付度しない者であること)を証明してください。 5) 仮に事後調査でコウモリ類の死骸が確認されても、事業者が追加の保全措置をする義務はなく、罰則もないのは本当ですか？ 6) 5)について本当ならば、事後調査でコウモリ類の死骸が確認された場合、だれが追加的保全措置の行使を保証するのですか？ 7) 事後調査で<u>コウモリが複数死んでいた</u>場合でも、他の事業者は「バットストライクの懸念が著しくない」として追加の保全措置をしていません。コウモリは年に1回だけ繁殖し、1回に1~2頭しか仔を産みません。そのため1年間で死亡するのがたとえ数個体であっても、風車で毎年コウモリを殺し続ければ、個体群は回復不能になりやがて絶滅します。本事業者が追加の保全措置を行使する基準「著しい影響」とは何個体なのかを具体的に述べてください。 8) 事後調査を踏まえた追加的保全措置の行使について、その実行性を保証してください。 9) 最新の知見を踏まえた保全措置(フェザリング)は、コウモリを殺す前から実施してください。 10) 普通種であろうが重要種であろうが、1頭たりともコウモリを殺さないでください。	1) 2) 5) 6) 発電所の設置等の事業における環境影響評価は、環境影響評価法と電気事業法に基づき行われ、事後調査報告書については公表のみが規定されています。 3) 4) ご助言をいただいている専門家は、当該地域のコウモリ類の生息状況に精通しており、客観的な事実に基づき、付度なくご意見をいただいております。謝金の有無については、社会通念上、逸脱しない範囲でお支払いすることは、事業者及びご指導いただく専門家等の判断によるものと考えます。 7) 8) 9) 10) 事後調査については、準備書での記載内容、関係機関等の審査の結果、並びに、専門家等のご意見を踏まえて、適切に実施します。また、事後調査の結果により、環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合には、専門家等の指導を受け、低風速時のフェザリングも含め、さらなる環境保全措置を検討いたします。
17	動物 (コウモリ類)	(16)「事後調査」は信用できません5 風力発電事業においては、コウモリ類の保護について十分に配慮する必要があります。コウモリ類は、風車のブレードに衝突するほか、風車の回転によって発生する気流に巻き込まれて死亡することが科学的に判明しています。 しかし、風力発電事業の事後調査は、公正かつ独立した第三者の専門家による審査が不足しています。現状では、事業者が選定した専門家によって事後調査の結果が判断されてしまうため、保全措置の実際の効果や問題点について客観的な評価ができていないと言わざるを得ません。更にある問題点としては、専門家が事業者から謝金を受け取っているため、事業者に付渡し、事業者に都合の良いことを言う可能性が高いことが挙げられます。 このような状況下では、風力発電事業の問題点が適切に審査されず、コウモリ類への影響やリスクを十分に評価することはできません。よって「事後調査」は信用できません。	ご助言をいただいている専門家は、当該地域のコウモリ類の生息状況に精通しており、客観的な事実に基づき、付度なくご意見をいただいております。発電所の設置等の事業における環境影響評価は、環境影響評価法と電気事業法に基づき行われ、事後調査報告書については公表のみが規定されておりますが、事後調査については、準備書での記載内容、関係機関等の審査の結果、並びに、専門家等のご意見を踏まえて、適切に実施します。

No.	分類	一般意見の概要	事業者の見解
18	動物 (コウモリ類)	(17)「事後調査」は信用できません6 繰り返しますが、風力発電事業の事後調査は、公正かつ独立した第三者の専門家による審査が不足しています。現状では、事業者が選定した専門家によって事後調査の結果が判断されてしまうため、保全措置の実際の効果や問題点について客観的な評価ができていないと言わざるを得ません。更にある問題点としては、専門家が事業者から謝金を受け取っているため、事業者に付渡し、事業者に都合の良いことを言う可能性が高いことが挙げられます。 そこで、事業者とは独立した評価・審査が必要となってきます。公正かつ独立した機関や評価、専門的立場からの中立的なアドバイスなどが含まれる第三者の立場が重要です。このような評価や審査を導入することで、事後調査の結果に関して、より客観的な立場から分析・評価することができ、風力発電事業の信頼性を高めることができます。 事後調査について、客観的な評価や審査を適切に導入して下さい。風力発電事業の信頼性を高めるためには、事後調査についての公正かつ独立した第三者の評価・審査が、絶対に必要と考えます。	ご助言をいただいている専門家は、当該地域のコウモリ類の生息状況に精通しており、客観的な事実に基づき、付度なくご意見をいただいております。発電所の設置等の事業における環境影響評価は、環境影響評価法と電気事業法に基づき行われ、事後調査報告書については公表のみが規定されておりますが、事後調査については、準備書での記載内容、関係機関等の審査の結果、並びに、専門家等のご意見を踏まえて、適切に実施します。
19	動物 (コウモリ類)	(18)「事後調査」は信用できません7 最新のガイドライン※によれば、週1回(探索間隔が7日)の頻度は、コウモリが見つかる前にスカベンジャーに捕食される可能性が高くなるので推奨されていません。探索間隔が長いとコウモリ類の死亡日が推定できず、保全措置の検討ができないためです。そのためコウモリ類の死骸確認調査については、2日～4日間隔が許容される限度であることも指摘されています。また、人による調査はコウモリ類の死骸発見率が低いことも判明しています。さらに、コウモリ類は弱風速時に活動し、バットストライクは弱風速時に発生しやすいことも分かっています。 以上のことから、 1)バットストライク調査は、毎日行うか、最低でも週3日程度の頻度で月3回以上行ってください。 2)バットストライク調査は早朝(午前中)に行ってください。 3)バットストライク調査は、訓練されたイヌを使って調査してください。 4)バットストライク調査と並行して、ナセルに自動録音装置を設置し、活動量の調査を実施してください。 5)コウモリ類の死骸が確認された場合は、「追加の保全措置」をしたうえで、更に1年間のバットストライク調査を行ってください。 ※「Bats and onshore wind turbines -survey, assessment and mitigation」 https://www.nature.scot/doc/bats-and-onshore-wind-turbines-survey-assessment-and-mitigation	1)事後調査(死骸確認調査)については、コウモリ類の音声記録回数が多かった8月のうち2週間は週3回の頻度で実施します。また、死骸確認調査員(死骸確認調査のための必要な技術を身に着けた調査員)による月4回の調査に加え、風力発電機の定期点検時に事業者の実行可能な範囲で情報収集に努めることとします。 2)3)4)詳細な調査手法等は、専門家等のご意見を踏まえ検討します。 5)事後調査の結果により、環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合には、専門家等の指導を受け、低風速時のフェザリングも含め、さらなる環境保全措置を検討いたします。また、専門家等の助言を踏まえて、調査の継続の可否を判断いたします。

No.	分類	一般意見の概要	事業者の見解
20	動物 (コウモリ類)	(19)「事後調査」は信用できません 8 1) 風力発電機により死亡するコウモリ類を減らすために、「低風速時のフェザリング」が必要です。これらの対策は事業者が責任を持って事前より実施することを求めます。 2) 事後調査の結果、コウモリ類の死亡事故を確認した場合は、更なる改善策を 1 か月以内に講じることを求めます。 2) 事業者が地元自治体や環境保護団体に対して、適切かつ透明性の高い情報開示を行うことを求めます。具体的には、法に規定される縦覧期間終了後も、環境省ホームページ(環境影響評価情報支援ネットワーク)にて 20 年間、事後調査報告書を継続公開することを求めます。 3) 事後調査の結果は、毎年公表することを求めます。	1) 一般的に弱風時のフェザリングは実行可能ですが、必要に応じて今後の運用において検討いたします。 2) 事後調査の実施にあたり、コウモリ類の死亡を確認した場合は、表 10.3-1 (1) に示したフローに則り関係機関に対し報告等を行います。また、事後調査の結果により、環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合には、専門家等の指導を受け、低風速時のフェザリングも含め、さらなる環境保全措置を検討いたします。 3) 事後調査の結果は、報告書として公表します。公表時期・方法については、いただいたご意見も参考に、適切なものとなるよう検討いたします。
21	動物 (コウモリ類)	(20) コウモリの予測結果(ブレード、タワーへの接近接触) P512「ブレードへの接触が生じる可能性がある」と予測する。なお、コウモリ類へのブレードへの接触の影響については、科学的知見の蓄積が十分でなく、予測は不確実性が伴う。そのため、事後調査として死骸確認調査を実施し、著しい景壇が想定される場合は更なる環境保全措置を検討する」とありますが、以下の理由から不適切です。 1) 1992 年の国連環境開発会議(UNCED) リオ宣言は、原則 15 で以下のように記されています。「環境を保護するためには、予防的な取組方法が各国の能力に応じてそれぞれの国で広く適用されなければならない。深刻な、あるいは不可逆的な被害のおそれがある場合には、完全な科学的確実性の欠如が、環境悪化を防止するための費用対効果の大きな対策を延期する理由として使われてはならない」。 2) 1999 年の世界経済フォーラム(ダボス会議)で当時のアナン国連事務総長が提唱した国連グローバル・コンパクト(UNGC)には、原則 7「企業は、環境上の課題に対する予防原則的アプローチを支持すべきである」として組み込まれています。 3) 国連グローバル・コンパクト(UNGC)とは、国連と民間(企業・団体)が手を結び、健全なグローバル社会を築くための世界最大のサステナビリティ イニシアチブだそうです。貴社の親会社「電源開発株式会社」は国連グローバル・コンパクト(UNGC)に加入しています。よって、貴社は原則 7「企業は環境上の課題に対する予防原則的アプローチを支持する」を遵守する義務があります。 4) 以上を踏まえると、本事業において「科学的知見の不足が不十分で、予測は不確実性が伴う」としても、バットストライクという不可逆的影響があると予見されていますので、貴社は予防的観点から「フェザリング(風力発電機のブレードを風に対して並行にして回転を止めること)」を積極的に実施する義務があります。	準備書に記載のとおり、現地調査結果を基に環境影響を予測し、事業者の実行可能な範囲で環境保全措置を検討しました。一方で、予測結果には不確実性が伴うことから、事後調査を実施し、環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合には、専門家等の指導を受け、低風速時のフェザリングも含め、さらなる環境保全措置を検討いたします。

No.	分類	一般意見の概要	事業者の見解
22	動物 (コウモリ類)	(21) コウモリの予測結果(ブレード、タワーへの接近接触) P512「ブレードへの接触が生じる可能性がある」と予測する。なお、コウモリ類へのブレードへの接触の影響については、科学的知見の蓄積が十分でなく、予測は不確実性が伴う。そのため、事後調査として死骸確認調査を実施し、著しい影響が想定される場合は更なる環境保全措置を検討する」とありますが、以下の理由から不適切です。 1) 「十分」という表現には、主観的な要素が含まれるため、解釈や評価の差が生じることがあります。また、具体的に「科学的知見の蓄積が十分」と判断される基準は、状況や文脈によって異なる場合があるため、明確な定義はありません。つまり「科学的知見の蓄積が十分な状態」とは貴社の主観的な基準です。 2) 「著しい影響」とは、その影響が大きく、深刻であることを表します。ただし、「著しい」という表現には、主観的な要素が含まれるため、解釈や評価の差が生じることがあります。また、具体的に著しい影響と判断される基準は、状況や文脈によって異なる場合があるため、明確な定義はありません。つまり「著しい影響が想定される状態」とは貴社(専門家)の主観的な基準です。 3) 以下に示すように、国内ではすでに 200 個体以上のコウモリ類の衝突事例が報告されています。またバットストライクに関する論文も多数出されています。よって、科学的知見の蓄積は十分ではない、とは必ずしも言えません。 4) 「科学的知見の蓄積が十分でなく、予測は不確実性が伴うことから、事後調査を実施し、著しい影響が想定される場合は更なる環境保全措置を検討する」という主張は、「どうせ大した影響はない」という勝手な思い込み(正常性バイアス)により、「科学的知見の蓄積」や「著しい影響」という主観的な概念を使い、環境保全措置の実施責任を逃れようとする貴社の言い訳です。<u>これ以上コウモリを殺すな。</u> ・45 個体(4 種、1~32 個体)「風力発電施設でのバットストライク問題、2015, 07 までに調べた 6 事業」(平成 29(2017)年、河合久仁子、ワイルドライフ・フォーラム誌 22(1))。 ・ヒナコウモリ 24 個体、ヤマコウモリ 6 個体、ユビナガコウモリ 2 個体、アブラコウモリ 2 個体、コウモリ類 2 個体、合計 37 個体「会津布引高原風力発電所設置事業 事後調査報告書」(平成 22(2010)年 6 月、株式会社ジェイウィンド)福島県。 ・ヒナコウモリ 2 個体、アブラコウモリ 1 個体、合計 3 個体「静岡県西部の風力発電所で見つかったコウモリ類 2 種の死骸について」(平成 30(2018)年、重田達也ほか、東海自然誌(11))静岡県。 ・ヒナコウモリ 3 個体「大間風力発電所建設事業 環境の保全のための措置等に係る報告書」(平成 30(2018)年 10 月、株式会社ジェイウィンド)青森県。 ・コテングコウモリ 1 個体、ヤマコウモリ 2 個体、ユビナガコウモリ 2 個体、ヒナコウモリ 4 個体、合計 9 個体「高森高原風力発電事業 環境影響評価報告書」(平成 31(2019)年 4 月、岩手県)岩手県。	準備書に記載のとおり、現地調査結果を基に環境影響を予測し、事業者の実行可能な範囲で環境保全措置を検討しました。一方で、予測結果には不確実性が伴うことから、事後調査を実施し、環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合には、専門家等の指導を受け、低風速時のフェザリングも含め、さらなる環境保全措置を検討いたします。

No.	分類 動物 (コウモリ類)	一般意見の概要	事業者の見解
22		・コヤマコウモリ 5 個体、ヒナコウモリ 3 個体、合計 8 個体「(仮称)上ノ国第二風力発電事業環境影響評価書(公開版)」(平成 31(2019)年 4 月、株式会社ジェイウインド上ノ国)北海道。 ・ヒナコウモリ 4 個体、アブラコウモリ 2 個体、種不明コウモリ 2 個体、合計 8 個体「横浜町雲雀平風力発電事業供用に係る事後調査報告書」(令和元(2019)年 12 月、よこはま風力発電株式会社)青森県。 ・ヤマコウモリ 1 個体、ヒナコウモリ属 1 個体、合計 2 個体「石狩湾新港風力発電所環境影響評価事後調査報告書」(令和 2(2020)年 2 月、コスモエコパワー株式会社)北海道。 ・ヤマコウモリ 3 個体、ヒナコウモリ 2 個体、アブラコウモリ 2 個体、合計 7 個体「能代地区における風力発電事業供用に係る事後調査報告書(第 2 回)」(令和 2(2020)年 4 月、風の松原自然エネルギー株式会社)秋田県。 ・ヤマコウモリ 1 個体、ヒナコウモリ 4 個体、アブラコウモリ 2 個体、ホオヒゲコウモリ属(フジホオヒゲコウモリ又はクロホオヒゲコウモリ)1 個体、コウモリ類 1 個体、合計 9 個体「能代風力発電所リブレース計画に係る環境影響評価書」(令和 2(2020)年 8 月、東北自然エネルギー株式会社)秋田県。 ・ヒナコウモリ 3 個体「姫神ウィンドパーク事業事後調査報告書」(令和 2(2020)年 10 月、コスモエコパワー株式会社)岩手県。 ・ヒナコウモリ 2 個体「(仮称)新むつ小川原ウィンドファーム事業 環境影響評価準備書(公開版)」(令和 3(2021)年 3 月、コスモエコパワー株式会社)青森県。 ・ヒナコウモリ 1 個体「(仮称)新岩屋ウィンドパーク事業 環境影響評価準備書(公開版)」(令和 3(2021)年 3 月、コスモエコパワー株式会社)青森県。 ・ヒナコウモリ科 2 個体「ユーラス大豊ウィンドファームに係る環境影響評価事後調査報告書」(令和 3(2021)年 5 月、合同会社ユーラス大豊風力)高知県。 ・ヒナコウモリ 7 個体、ユビナガコウモリ 1 個体、コウモリ類 1 個体、合計 9 個体「潟上海岸における風力発電事業に係る環境影響評価事後調査報告書(公開版)」(令和 3(2021)年 3 月、株式会社 A-WINDENERGY)秋田県。 ・クロオオアブラコウモリ 1 個体、ヒナコウモリ 3 個体、合計 4 個体「せたな大里ウィンドファーム環境影響評価報告書」(令和 3(2021)年 8 月、株式会社ジェイウインドせたな)北海道。 ・ヒナコウモリ 1 個体、アブラコウモリ 3 個体、合計 4 個体「掛川風力発電事業環境影響評価事後調査報告書」(令和 3(2021)年 8 月、掛川風力開発株式会社)静岡県。 ・ヒナコウモリ 3 個体「ユーラス石巻ウィンドファーム環境影響評価報告書」(令和 3(2021)年 10 月、株式会社ユーラスエナジーホールディングス)宮城県。 ・ヒナコウモリ科 1 個体「(仮称)八竜風力発電所更新事業に係る環境影響評価準備書」(令和 3(2021)年 10 月、株式会社エムウインズ八竜)秋田県。 ・ヤマコウモリ 1 個体「JRE 酒田風力発電所更新計画 環境影響評価準備書」(令和 4(2022)年 1 月、ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社)山形県。	

No.	分類	一般意見の概要	事業者の見解
22	動物 (コウモリ類)	・ヒナコウモリ 2 個体「幌延風力発電事業更新計画環境影響評価準備書」(令和 4(2022)年 2 月, 幌延風力発電株式会社)北海道 ・ヒナコウモリ 17 個体、モリアブラコウモリ 7 個体、ホオヒゲコウモリ属 1 個体、合計 25 個体「ユーラス東由利原ウインドファーム環境影響評価報告書[公開版]」(令和 4(2022)年 2 月, 株式会社ユーラスエナジーホールディングス)秋田県. ・ヒナコウモリ 42 個体、ヤマコウモリ 1 個体、アブラコウモリ 2 個体、モリアブラコウモリ 7 個体、ユビナガコウモリ 1 個体、ホオヒゲコウモリ属 1 個体、コウモリ類 1 個体、合計 58 個体「ユーラス由利高原ウインドファーム[公開版]」(令和 4(2022)年 2 月, 株式会社ユーラスエナジーホールディングス)秋田県. ・アブラコウモリ 4 個体、ヤマコウモリ 1 個体、ヒナコウモリ 9 個体、ユビナガコウモリ 2 個体、コウモリ類 2 個体、合計 18 個体「潟上海岸における風力発電事業に係る環境影響評価事後調査報告書(供用 2 年目の調査結果)」(令和 4(2022)年 6 月, 株式会社 A-WINDENERGY)秋田県. ・アブラコウモリ 46 個体、ヒナコウモリ 22 個体、種不明 3 個体、合計 71 個体「静岡県西部海岸域の風力発電所におけるコウモリ類の死骸調査結果(2018-2020 年)」(令和 4(2022)年, 佐藤顕義ほか、東海自然誌(15))静岡県. ・ヒナコウモリ 12 個体、モモジロコウモリ 5 個体、ユビナガコウモリ 3 個体、ヤマコウモリ 2 個体、コテングコウモリ 1 個体、コキクガシラコウモリ 1 個体、コウモリ目の一種 10 個体、合計 35 個体「秋田潟上ウインドファーム風力発電事業環境影響評価事後調査報告書」(令和 4(2022)年 12 月, 秋田潟上ウインドファーム合同会社)秋田県. ・ヒナコウモリ 1 個体、アブラコウモリ 1 個体、合計 2 個体「(仮称)新浜田ウインドファーム発電事業環境影響評価準備書」(令和 5(2023)年 1 月, 株式会社グリーンパワーインベストメント)広島県、島根県. ・ヒナコウモリ 1 個体「六ヶ所村風力発電所リブレース事業環境影響評価準備書」(令和 5(2023)年 2 月, 日本風力開発株式会社)青森県. ・アブラコウモリ 2 個体、コヤマコウモリ 1 個体、ヤマコウモリ 1 個体、ヒナコウモリ 2 個体、コウモリ類 1 個体、合計 8 個体「八峰風力発電所影響評価事後調査報告書」(令和 5(2023)年 3 月, 八峰風力開発株式会社)秋田県. ・アブラコウモリ 1 個体、ヤマコウモリ 2 個体、ヒナコウモリ 3 個体、合計 6 個体「若美風力発電所 環境影響評価報告書」(令和 5(2023)年 7 月, 若美風力開発株式会社)秋田県. ・コウモリ類 1 個体「浮体式洋上風力発電設備(ふくしま未来)設置実証研究事業及び浮体式洋上超大型風力発電機 設置実証事業環境影響評価 報告書」(令和 3(2021)年 10 月, 経済産業省資源エネルギー庁)福島県. ・アブラコウモリ 5 個体、ヒナコウモリ 1 個体、合計 6 個体「上北小川原風力発電事業に係る環境影響評価報告書」(令和 5(2023)年 6 月, 株式会社大林クリーンエナジー)青森県. 以上	

No.	分類	一般意見の概要	事業者の見解
23	動物 (鳥類)	動物に係る環境保全措置について「5基運用から4基運用へ変更したことにより、コウモリ、鳥類へのブレード接触リスクが低減出来る」と記載してあるが、風発1基あたりの衝突リスクに変化はないと考えられる。また、ブレード接触の影響の把握についても、「事後調査で死骸確認調査を実施し、著しい影響が想定される場合はさらなる環境保全措置を検討する」という内容であるが、準備書の動物の調査結果に記載してあるように、ブレード回転域のM+～M-において猛禽類の飛行が確認されており、また調査手法で改めて調査確認の必要がないと判断するほどクマタカの営巣が確実であり、実際にクマタカの幼鳥確認の記載もあること、さらにバードストライクの調査によりハシボソガラスとオオルリのブレード接触事故が確認されていることから風発運用時にブレードへの接触事故は起こりえると考えるのが妥当である。そのため「事後調査で死骸確認調査を実施し、著しい影響が想定される場合はさらなる環境保全措置を検討する」というのは環境保全措置としては消極的な対応であると思われ、環境省の公開している「海ワシ類の風力発電施設バードストライク防止策の検討・実施の手引き」に記載のあるようなブレード接触事故防止のための設備・彩色や監視や飛翔予測による運転制御などの複数の対策が必要であると考えられる。	方法書段階で検討していた5基から4基としたことで、全体として影響は低減されたものと考えます。また、リブレースにより、林縁部からの離隔が確保され、コウモリ類や鳥類のうち森林を主な生息環境とする種については、影響が低減される可能性も考えられます。 クマタカについては、対象事業実施区域周辺の利用頻度は低く、新設風力発電機メッシュにおける高度M-～M+の飛翔は確認されなかったことから、ブレードへの接触が生じる可能性は極めて低いものと予測しております。ハイタカ、ノスリ、ハヤブサについては、新設風力発電機メッシュにおける高度M-～M+の飛翔を確認しましたが、推定衝突個体数としては約0.003～0.021個体/年(球体モデル)であり、ブレードへの接触が生じる可能性は低いものと予測しております。 既設風力発電機における死骸確認調査では、ブレードへの接触と判断できる外的損傷はなかったものの、オオルリ等の死骸を確認したこと、新設風力発電機へ鳥類が接触する可能性はあるものと考えております。ただし、オオルリについては既設8号機周辺で死骸を確認しており、既設8号機は撤去されたこと、リブレースにより主な生息環境である森林部からの離隔が確保されたことで、影響が低減される可能性も考えられます。 なお、予測結果には不確実性が伴うことから、事後調査を実施し、環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合には、専門家等の指導を受け、低風速時のフェザリングを含め、さらなる環境保全措置を検討いたします。 また、ハシボソガラスについては、既設風力発電機周辺の死骸確認調査では確認しておらず、表10.1.3-45に示すとおり、死骸残存率調査において、スカベンジャー(捕食者)として確認しております。
24	景観 (風力発電機の色)	景観において、風力発電機の色についての意見です。 西原村の青空に映える風車は非常にシンボリックな存在であり、私もその風景に惚れ込み移住を決心した者の一人で、三年掛かりで探した土地を間もなく取得予定です。今回の環境評価結果によると色彩をRAL7035(グレー)とするとありますが、麓で暮らす人々にとって薄暗い色の巨大建造物は寧ろ景観を著しく悪化し、圧迫感を与える事と思います。 私自身も今後十数年とリビングから軍事施設の様な色味のものを眺め続ける事を思うと強く気が滅入っております。 以前は遠方より風車を眺めに訪れる人もいましたが、外観魅力が損なわれてその機会が失われる事も村にとって良い事とは思いません。 この風力発電機は隠そうとするにはそもそも居住エリアに近く、余りに巨大です。 従来の白いクリーンな外観として、見せる事で再び村の魅力的な風景の一部として頂く事を切に願います。	風力発電機の色につきましては、機種は異なりますが、既設の阿蘇にしはらウィンドファームと同様にライトグレーを採用します。なお、環境省「国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」において、背景が空や山稜の風景には白よりもライトグレーの方が調和性が高いと記載されています。

日刊新聞紙における公告等

熊本日新聞 (令和5年10月31日 朝刊)

環境影響評価準備書 縦覧及び住民説明会の開催について(公告)

環境影響評価法に基づき、(仮称)新阿蘇にしはらウインドファーム環境影響評価準備書を次のとおり縦覧します。また、同法に基づき説明会の開催について、お知らせします。

■事業者の名称
株式会社ジェイウインド(代表者：代表取締役社長 斉藤文彦)

■所在地
東京都中央区銀座六丁目15番1号

■対象事業の名称(対象事業の種類、発電設備出力)
(仮称)新阿蘇にしはらウインドファーム(風力発電(陸上)、二万七千二百キロワット)

■対象事業実施区域
熊本県阿蘇郡西原村小森及び鳥子並びに菊池郡大津町外牧他

■関係地域の範囲
熊本県阿蘇郡西原村、阿蘇郡南阿蘇村、菊池郡大津町、阿蘇市

■準備書の縦覧
①縦覧場所
熊本県庁(行政棟本館1階情報プラザ)、熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局(1階玄関)、西原村役場(1階ロビー)、大津町役場(環境保全課窓口)、南阿蘇村役場(1階ロビー)、エレベーター機)
②縦覧期間
令和5年10月31日(火)～令和5年11月30日(木)
③縦覧時間
各縦覧場所の開庁日・開庁時間に準ずる
④電子縦覧
<https://www.jpower.co.jp/sustainability/environment/assessment/wind.html>

■説明会の開催日時・場所
令和5年11月14日(火)午後6時30分
西原村・西原村生涯学習センター山河の館(2階大研修室)
令和5年11月15日(水)午後6時30分
南阿蘇村・久木野総合センター(旧久木野庁舎下)
令和5年11月16日(木)午後6時30分
阿蘇市・亀の井ホテル阿蘇(1階会議室)
令和5年11月17日(金)午後6時30分
大津町・大津町生涯学習センター(中央公民館2階中会議室)

■意見書の提出
環境影響評価準備書について、環境の保全の見地からの意見をもち、書面により提出することができます。

①提出方法
氏名及び住所、準備書の名称、環境の保全の見地からの意見を記載し、左記まで郵送(当日消印有効)又は縦覧場所(熊本県庁を除く)に設置された意見書箱への投函により提出ください。

※個人情報情報は必要かつ適切な安全管理措置を講じます。

②提出期間
令和5年10月31日(火)～令和5年12月14日(木)

■意見書提出先・お問い合わせ先
株式会社ジェイウインド
〒104-8165 東京都中央区銀座六丁目15番1号
(電源開発株式会社内) TEL 03-3546-9600
担当：横井、門馬

電源開発株式会社ホームページにおけるお知らせ

風力発電事業に係る環境影響評価手続き

(仮称)新阿蘇にしはらウインドファーム における風力発電事業

(仮称)新阿蘇にしはらウインドファーム 環境影響評価準備書(以下、「準備書」)

準備書及びこれを要約した書類(以下「要約書」)を環境影響評価法に基づき公表します。

準備書及び要約書は 2023 年 11 月 30 日まで閲覧が可能です。なお、印刷及びダウンロードはできません。

- ・ [「\(仮称\)新阿蘇にしはらウインドファーム 環境影響評価準備書」の届出・送付及び公告・縦覧について\(PDF:157KB\)](#)
- ・ [表紙・目次](#)
- ・ [第 1 章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地](#)
- ・ [第 2 章 対象事業の目的及び内容](#)
- ・ [第 3 章 対象事業実施区域及びその周囲の概況](#)
- ・ [第 4 章 計画段階配慮事項並びに調査、予測及び評価の結果](#)
- ・ [第 5 章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解](#)
- ・ [第 6 章 方法書に対する意見と事業者の見解](#)
- ・ [第 7 章 方法書に対する経済産業大臣の勧告](#)
- ・ [第 8 章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法](#)
- ・ [第 9 章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法についての経済産業大臣の助言](#)

- ・ 第 10 章 環境影響評価の結果
 - [10.1.1 大気環境\(騒音\)](#)
 - [10.1.2 その他の環境\(風車の影\)](#)
 - [10.1.3 動物](#)
 - [10.1.4 植物](#)
 - [10.1.5 景観](#)
 - [10.1.6 人と自然との触れ合いの活動の場](#)
 - [10.1.7 廃棄物等](#)
 - [10.2 環境の保全のための措置](#)
 - [10.3 事後調査](#)
 - [10.4 環境影響の総合的な評価](#)
- ・ [第 11 章 環境影響評価を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地](#)
- ・ [第 12 章 その他環境省令で定める事項](#)
- ・ [資料編](#)
- ・ [要約書](#)
- ・ [ご意見記入用紙\(PDF:81KB\)](#)

（仮称）新阿蘇にしはらウインドファーム 環境影響評価方法書（以下、「方法書」）

方法書の閲覧は 2020 年 12 月 24 日に終了しました。

（仮称）新阿蘇にしはらウインドファーム 計画段階環境配慮書（以下、「配慮書」）

配慮書の閲覧は 2020 年 6 月 25 日に終了しました。

お問い合わせ先

電源開発株式会社 陸上風力事業部
TEL:03-3546-9600（平日 9 時～17 時）

(仮称) 新阿蘇にしはらウインドファーム

環 境 影 響 評 価 準 備 書

(公開版)

令和 5 年 (2023 年) 10 月

株式会社ジェイウインド

1/996

熊本市ホームページにおけるお知らせ



[本文へ](#)
[文字の大きさ・色の設定](#)
[音声読み上げ](#)
[Foreign Language](#)
[マイページ](#)
[検索](#)

[防災・くらし・環境](#)
[健康・福祉・子育て](#)
[観光・しごと・産業](#)
[学び・文化・国際](#)
[まちづくり・社会福祉](#)
[邑の紹介・計画・入札](#)

[ホーム](#) > [組織でさがす](#) > [環境生活部](#) > [環境保全課](#) > (仮称)新阿蘇にしはらウインドファーム

[さがす](#) (仮称)新阿蘇にしはらウインドファーム

(仮称)新阿蘇にしはらウインドファーム

[印刷](#)
[文字を大きくして印刷](#)
 ページ番号: 0051612 更新日: 2023年10月31日更新

【(仮称)新阿蘇にしはらウインドファーム】

手続の状況	準備書手続き中
手続機関	環境影響評価法
事業者	株式会社ジェイウインド
事業の種類	風力発電所設置事業 (環境影響評価法施行令第15条第1項(第一種事業))
事業の規模	発電所出力 17,200 kw
事業実施区域	熊本県阿蘇郡西原村、菊池郡大津町
配書書	知事意見照会 令和2年(2020年)5月25日(月曜日)
	一般意見の募集及び公告掲載等 令和2年(2020年)5月26日(火曜日)から 令和2年(2020年)6月25日(木曜日)まで
	(現地視察) 事業予定地の現地状況写真等の資料により代替
	現地視察及び第1回審査会 (審査会:書面審査により実施) 令和2年(2020年)6月15日(月曜日) ～令和2年(2020年)7月13日(月曜日) 議事概要 (PDFファイル: 116KB)
	知事意見 令和2年(2020年)8月12日(水曜日) 知事意見 (PDFファイル: 160KB)
方法書	公告掲載 令和2年(2020年)11月24日(火曜日)から 令和2年(2020年)12月24日(木曜日)まで
	現地視察及び第1回審査会 (現地視察) 令和2年12月2日(水曜日)、12月3日(木曜日) (第1回審査会) 令和2年12月7日(月曜日) 議事概要 (PDFファイル: 306KB)
	知事意見 令和3年(2021年)3月30日(火曜日) 知事意見 (PDFファイル: 143KB)
	公告掲載 令和5年(2023年)10月31日(火曜日)から 令和5年(2023年)11月30日(木曜日)まで 電子閲覧はこちら<外部リンク>
準備書	現地視察及び審査会 -
	公聴会 -
評価書	知事意見 -
	公告掲載 -

緊急・重要なお知らせ

2023年9月29日更新
 【新型コロナウイルス感染症】5類
 変更に伴う県の対応について (10
 月1日以降)

AI(人工知能)は
 こんなページをおすすめします

[\(仮称\)肥後風力発電事業](#)

[\(仮称\)肥後ウインドファーム](#)

[上益城地域におけるエネルギー回収
施設等設置事業](#)

[\(仮称\)熊本県周辺土地区画整理事
業](#)

[環境影響評価審査会](#)

? 見つからないときは

[相談窓口をさがす](#)

このページに関するお問い合わせ先

環境保全課 代表
 〒862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番1号
 (行政棟 新館 5階)
 Tel: 096-333-2268 Fax: 096-387-7612 [メールでのお問い合わせはこちら](#)



西原村
Nishihara village

Foreign Language

アクセシビリティ

オープニングに戻る

マイページ

キーワード

 [くらし・手続き](#)

 [健康・福祉](#)

 [子育て・学び](#)

 [しごと・観光](#)

 [行政情報](#)

ホーム > 分類から探す > くらし・手続き > 住まい・環境・ごみ
> 「（仮称）新阿蘇にしはらウインドファーム環境影響評価準備書」の縦覧及び住民説明会の開催について

もっと見る

「（仮称）新阿蘇にしはらウインドファーム環境影響評価準備書」の縦覧及び住民説明会の開催について

最終更新日：2023年10月31日  印刷

株式会社ジェイウインド（電源開発株式会社100%出資子会社）から、「（仮称）新阿蘇にしはらウインドファーム環境影響評価準備書」が公表されましたので縦覧に供するとともに、説明会を開催いたします。

準備書の縦覧

- 縦覧場所：西原村役場 1階ロビー
- 縦覧期間：令和5年10月31日（火曜日）～令和5年11月30日（木曜日）
意見書箱設置期間：令和5年10月31日（火曜日）～令和5年12月14日（木曜日）
（土曜・日曜・国民の祝日及び休日・閉庁日は除く）
- 縦覧時間：開庁日の8時30分～17時15分（開庁時間に準ずる）
- 電子縦覧：電源開発株式会社ホームページ（外部リンク）からもご確認できます。（<https://www.jpowers.co.jp/sustainability/environment/assessment/wind.html>（外部リンク））

住民説明会

- 日時：令和5年11月14日（火曜日）18時30分～
- 場所：西原村生涯学習センター山河の館（2階大研修室）

意見書の提出について

環境保全の見地からの意見をお持ちの方は、書面により提出することができます。
意見書はお問い合わせ先への郵送、または縦覧場所に設置された意見書箱への投函によりご提出ください。

意見の提出・お問い合わせ先

〒104-8165 東京都中央区銀座六丁目15番1号（電源開発株式会社内）
株式会社ジェイウインド
電話番号 03-3546-9600（9時～17時（土日・祝日を除く））
担当：横井・門馬

南阿蘇村ホームページにおけるお知らせ



Minamiaso Village
南阿蘇村

くらし・手続き 子育て・教育 健康・福祉・医療 しごと・観光 村の情報 熊本地震



目的から探す
MENU

ホーム > 分選から探す > くらし・手続き > 住まい・ごみ・環境
> 「（仮称）新阿蘇にしはらウインドファーム環境影響評価準備書」の縦覧及び住民説明会の開催について

もっと見る（全5件）

「（仮称）新阿蘇にしはらウインドファーム環境影響評価準備書」の縦覧及び住民説明会の開催について

最終更新日：2023年10月31日 

株式会社ジェイウインド（電源開発株式会社100%出資子会社）から、「（仮称）新阿蘇にしはらウインドファーム環境影響評価準備書」が公表されましたので縦覧に供するとともに、説明会を開催いたします。

準備書の縦覧

- 縦覧場所：南阿蘇村役場 1階ロビー（エレベーター横）
- 縦覧期間：令和5年10月31日（火曜日）～令和5年11月30日（木曜日）
意見書箱設置期間：令和5年10月31日（火曜日）～令和5年12月14日（木曜日）
（土曜・日曜・国民の祝日及び休日・閉庁日は除く）
- 縦覧時間：開庁日の8時30分～17時15分（開庁時間に準ずる）
- 電子縦覧：電源開発株式会社ホームページからもご確認できます。
(<https://www.jpower.co.jp/sustainability/environment/assessment/wind.html>)（外部リンク）

住民説明会

- 日時：令和5年11月15日（水曜日）18時30分～
- 場所：久木野総合センター（旧久木野庁舎下）

意見書の提出について

環境保全の見地からの意見をお持ちの方は、書面により提出することができます。

意見書はお問い合わせ先への郵送、または縦覧場所に設置された意見書箱への投函によりご提出ください。

意見の提出・お問い合わせ先

〒104-8165 東京都中央区銀座六丁目15番1号（電源開発株式会社内）
株式会社ジェイウインド
電話番号 03-3546-9600（9時～17時（土日・祝日を除く））
担当：横井・門馬

このページに関する
お問い合わせは

水・環境課
電話番号：0967-67-3176
Fax：0967-67-2073

大津町ホームページにおけるお知らせ



Ozu Town
Official Website

文字サイズ [拡大](#) [標準](#) 背景色 [A](#) [A](#) [標準](#) [オープニングページへ](#) [防災サイト](#)

Foreign Language Google 提供



HONDA
The Power of Dreams

[くらし・手続き・生活環境](#) [福祉・保健・子育て](#) [教育・文化](#) [産業・就労・事業者向け](#) [行政情報](#)[ホーム](#) > [分類から探す](#) > [くらし・手続き・生活環境](#) > [生活環境・住まい・ペット](#) > 「(仮称)新阿蘇にしはらウインドファーム環境影響評価準備書」の縦覧及び住民説明会の開催について[もっと見る \(全3件\)](#)

「(仮称)新阿蘇にしはらウインドファーム環境影響評価準備書」の縦覧及び住民説明会の開催について

最終更新日：2023年10月26日

「(仮称)新阿蘇にしはらウインドファーム環境影響評価準備書」の縦覧及び住民説明会の開催について

株式会社ジェイウインド（電源開発株式会社100%出資子会社）による「(仮称)新阿蘇にしはらウインドファーム環境影響評価準備書」につきまして、下記のとおり縦覧場所及び住民説明会についてお知らせします。

準備書の縦覧場所・期間について

- 縦覧場所：大津町役場 環境保全課窓口
- 縦覧期間：令和5年10月31日（火曜日）～令和5年11月30日（木曜日）
意見書箱設置期間：令和5年10月31日（火曜日）～令和5年12月14日（木曜日）
（土曜・日曜・国民の祝日及び休日・閉庁日は除く）
- 縦覧時間：開庁日の8時30分～17時15分（開庁時間に準ずる）
- 電子縦覧：電源開発株式会社ホームページからもご確認できます。
(<https://www.jppower.co.jp/sustainability/environment/assessment/wind.html>)

住民説明会開催日時・場所について

- 日時：令和5年11月17日（金曜日）18時30分～
- 場所：大津町生涯学習センター（中央公民館2階中会議室）

意見書の提出方法について

環境保全の見地からの意見をお持ちの方は、書面により提出することができます。意見書はお問い合わせ先への郵送、または縦覧場所に設置された意見書箱への投函によりご提出ください。

意見の提出・お問い合わせ先について

〒104-8165 東京都中央区銀座六丁目15番1号（電源開発株式会社内）
株式会社ジェイウインド
電話番号 03-3546-9600（9時～17時（土日・祝日を除く））
担当：横井・門馬

このページに関する お問い合わせは	環境保全課
	〒869-1292 熊本県菊池郡大津町大字大津1233 電話：096-293-3113 ファックス：096-293-5757 お問い合わせフォーム

{ID:13628}

「(仮称)新阿蘇にしはらウインドファーム 環境影響評価準備書」について、環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、本用紙の意見欄に理由を含めて記入のうえ、ご投函ください。

令和 年 月 日

〒	—
ご住所	
ご氏名	

環境の保全の見地からのご意見（日本語により意見の理由を含めて記入してください）

[illegible]

- ※ 環境影響評価法施行規則の規定より、氏名及び住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）の記入をお願いします。
- ※ 本用紙に記入いただいた情報は、個人情報保護の観点から適切に取り扱います。

[参考資料]

縦覧状況

熊本県庁 行政棟本館 1階情報プラザ 	西原村役場 1階ロビー 
南阿蘇村役場 1階ロビー、エレベーター横 	大津町役場 環境保全課窓口 
阿蘇地域振興局 1階玄関 	